

写

27生福第6306号

平成28年2月12日

«事業所名称»管理者様

福島県保健福祉部介護保険室長

(公印省略)

通所介護事業所の地域密着型通所介護への移行について（通知）

このことについて、平成28年4月から定員18人以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護に移行となります。定員18人以下の通所介護事業所において、地域密着型通所介護への移行を希望しない場合は、別紙「指定を不要とする旨の申出書」を管轄の保健福祉事務所及び関係市町村に対して平成28年3月31日（木）までに提出してください。（事業所の所在する市町村以外の被保険者が利用している場合は当該市町村にも提出してください。）指定を不要とする旨の申出書を提出した事業所については、平成28年4月から通所介護としてサービスの提供はできなくなりますのでご注意願います。

なお、地域密着型通所介護への移行、平成28年4月以降の通所介護の算定の留意事項等について、別紙のとおりとなりますので、各事業所におかれましては適切に対応願います。

また、厚生労働省から地域密着型通所介護への移行にあたって通知等の追加の情報があり次第、福島県介護保険室のホームページに掲載しますので適宜確認願います。

移行の対象となる定員については、届出上の定員により判定します。貴事業所の現在の届出上の定員は下記のとおりとなっておりますので、変更届出書が提出されておらず実際の定員と異なる場合は、管轄の保健福祉事務所に速やかに変更届出書を提出してください。

なお、年度内に18名をまたいで定員を増減する予定のある場合は、平成28年3月31日（木）までに運営規程を変更し、管轄の保健福祉事務所に変更届出書を提出してください。

記

- 1 事業所番号 «事業所番号»
- 2 事業所名 «事業所名称»
- 3 届出上の定員 «利用定員»名

(事務担当 介護保険室 主査 小畑 電話024-521-7745)